



# 第1章

## 目的



## 1. 目的

### (1) 生活排水対策推進計画とは

生活排水対策推進計画は、平成2年6月に改正された水質汚濁防止法により策定が規定されているもので（第14条の9）、生活排水対策重点地域での生活排水対策の実施を推進するために定める計画である。

生活排水対策重点地域は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等にて、生活排水対策の実施を推進する緊急性が高いと認められ、当該水域の水質の汚濁に関係があり、特に重点的な対策の推進を図る地域のことをいう。

生活排水対策推進計画では、①生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針 ②生活排水処理施設の整備に関する事項 ③生活排水対策に係る啓発に関する事項 ④その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項 について規定する。

生活排水処理施設には、公共下水道、特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等があるが、それぞれの施設や地域の特徴等をふまえ、最適なシステムの選定を行う必要があり、生活排水対策推進計画はその役割を担うものである。

### (2) 松山市生活排水対策推進計画の策定

松山市は、平成5年2月、愛媛県により周辺3町（川内町、重信町、砥部町）とともに、下水道処理区域を除く市域全域が「重信川水系及び伊予灘」として生活排水対策重点地域に指定され、平成6年3月「松山市生活排水対策推進計画」を策定し、平成25年3月にその改訂を行った（以下、「前計画」という）。

前計画では、単独処理浄化槽・くみ取りを合併処理浄化槽に転換すること、そのために合併処理浄化槽の必要性の高い地区から整備を行い、下水道担当部署との連携を図りながら事業展開を行うことを主要な基本方針とし、優先的に整備を推進していく必要がある「優先整備地区」として、久枝、久米、和気、湯山の各地区を設定した。

前計画は、目標年次を下水道計画と整合させ、平成29年度を中間年度、平成34年度を目標年度としており、中間年度が終了した本年度（平成30年度）に改訂するものである。

### (3) 前計画策定後の動向

前計画策定後、平成25年3月に「第6次松山市総合計画」及び「第2次松山市環境総合計画」、平成29年3月に「第4次松山市下水道整備基本構想」が策定され、平成31年度に「松山市生活排水処理基本計画」を見直すなど、市の環境施策や生活排水処理施策にも大きな進展があった。また、前計画策定以降、各種生活排水処理施設の整備も進行した。

### (4) 松山市生活排水対策推進計画の改訂

本計画は、前計画策定後のこのような社会動向をふまえ、前計画について以下の見直しを図り、前計画の改訂を行うものである。

- ① 地域の現況の最新データによる見直し
- ② 最新の上位計画、関連計画による見直し
- ③ 前計画以降の公共下水道を中心とした生活排水処理施設の整備による見直し



写真 杖ノ淵公園

## 2. 計画対象地域

本計画の対象地域は、松山市全域のうち、下水道処理区域を除く地域（生活排水対策重点地域）とする。なお、生活排水対策重点地域の名称及び指定の理由は、次のとおりである。

### ■ 生活排水対策重点地域の名称

重信川水系及び伊予灘

### ■ 指定の理由

松山市の地域は、全て重信川水系と伊予灘に関係しており、いずれも環境基準が達成されていない。



写真 重信川本川(中川原橋より下流を望む)

### 3. 松山市生活排水対策推進計画の位置づけ

本計画と上位計画及び関連計画との関係は、次のとおりである。

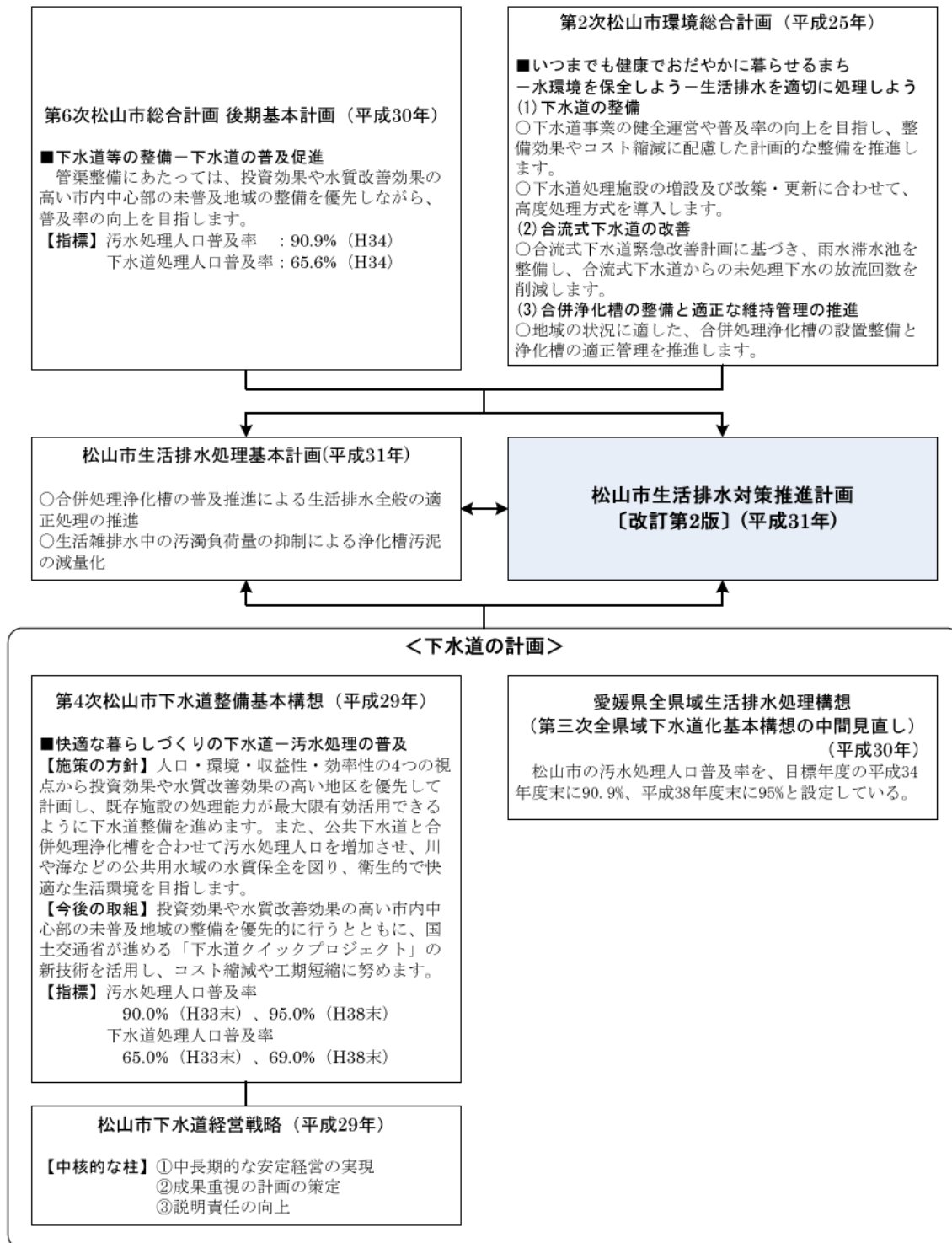


図 1-1 上位・関連計画

## 4. 計画改訂の流れ

本計画は、次のようなフローに従い、改訂する。

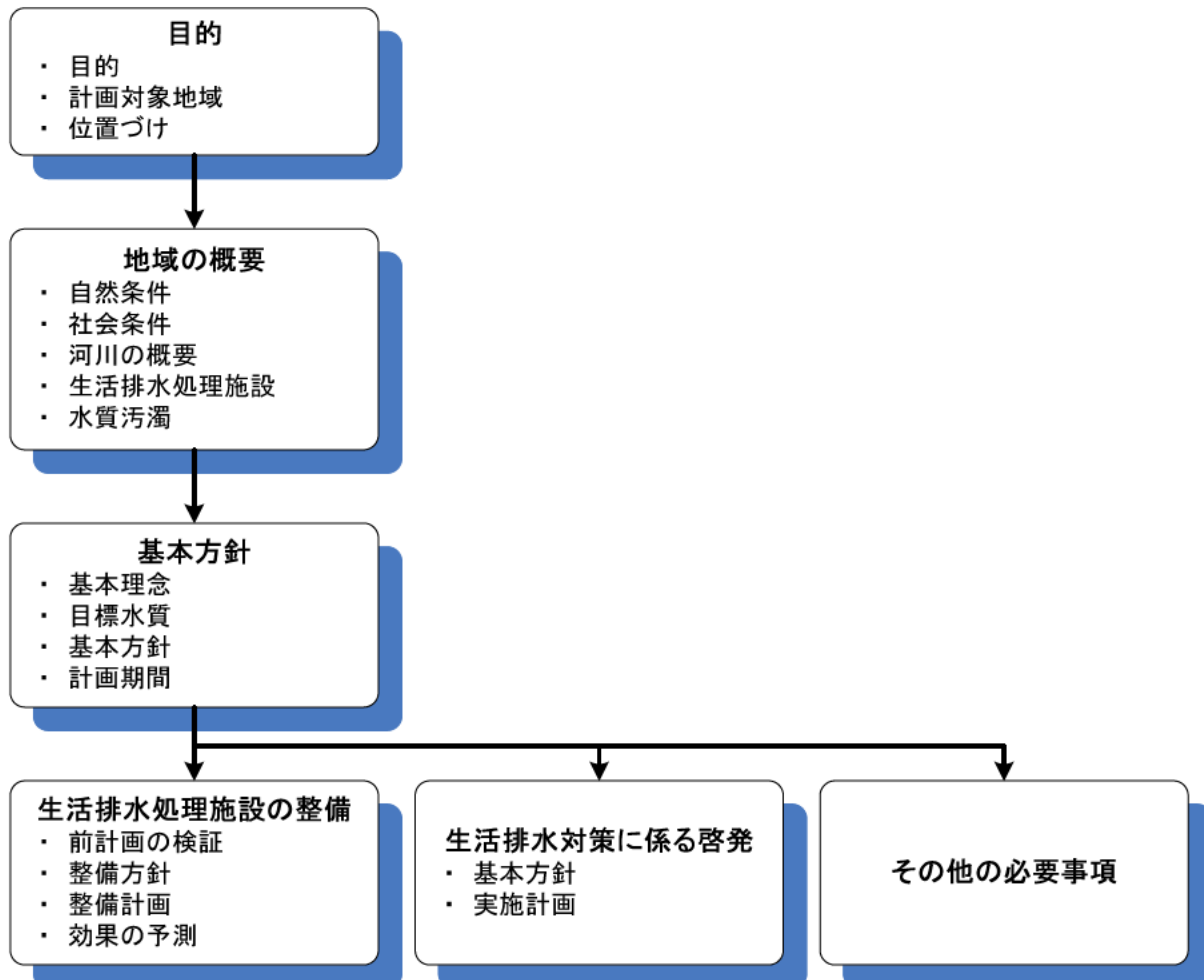


図 1-2 計画改訂フロー

